

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持に係る 意見書

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まらず、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げと少人数学級の実現が必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育が受けられることを保障するためにも、不可欠な制度である。

よって、政府においては、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するために、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討するとともに、教室不足についても早急に対応すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で、国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教職員未配置問題の解消に向けて、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

兵庫県明石市議会